

## 2023年度法学研究科博士前期課程（第2次）入学試験問題

科目：知的財産法

以下の各文章について、正しい場合は「○」、正しくない場合は「×」を記載し、いずれの場合にも、その理由を述べよ。

1. 発明は、その実施により経済的な利益を得ることができない場合には、産業上利用することができないものとして、特許を受けることができない。
2. 特許出願人が、出願前に、出願に係る発明の実施品を、それに対する市場需要があるかどうかを調べるために、試験的に販売しても、特許を受けることができる場合がある。
3. A社の従業員Bが行った発明は、その発明をするに至った行為がA社におけるBの現在の職務に属しない場合でも、職務発明となることがある。
4. 特許権が共有に係る場合には、その共有者全員の合意によらなければ、その特許発明の実施をすることができない。
5. 自動車のデザインは、デザイナーが創意工夫を凝らして作成されたものである場合は、美術の著作物として保護される。
6. 著作権法15条の職務著作の要件が満たされない場合であっても、法人は、著作物を作成した従業員との契約により、著作者となることができる。
7. 著作物の利用をする行為は、著作権法30条以下に定められている著作権制限規定の適用により著作権侵害とならない場合であっても、著作者人格権侵害となることがある。
8. 著作者が死亡すれば、著作者人格権は消滅するため、他人はその著作物を自由に改変することができる。
9. 意匠権の設定の登録があっても、その登録意匠が公開されない場合がある。
10. 商標登録を受けることのできる商標は、二次元のものに限られる。

以上